

【動物用医薬品配置・卸売販売業許可関係事項変更届出手続きについて】

届出は店舗の所在地を管轄する家畜保健衛生所で行ってください。

受付時間： 平日 午前8：30～11：30 午後1：00～4：30

動物用医薬品卸売販売業者並びに配置販売業者は、届け出た事項を変更した場合は、30日以内に届け出なければなりません



◇変更届出書

必要書類	注意！
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品配置販売業許可関係事項変更届出書	○法人の場合、名称及び代表者の氏名を記載 ○変更事項を新旧対照にしてわかりやすく表示してください
<input type="checkbox"/> 動物用医薬品卸売販売業許可関係事項変更届出書	

◇変更事項別必要添付書類

変更事項	添付書類
○配置販売業者の氏名、名称又は住所 ○卸売販売業者の氏名、名称又は住所	<input type="checkbox"/> 個人である場合、戸籍謄本（又は抄本）または戸籍記載事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人である場合、登記事項証明書 *住所のみの変更の場合、届出書のみで添付書類は不要 ※許可証の書換え交付申請をすることができます →【動物用医薬品販売業許可証書換え交付申請について】
○配置区域又は配置員の数 ○卸売販売業営業所の名称	添付書類不要 ※営業所名、配置区域の変更の場合、許可証の書換え交付申請をすることができます
○配置販売業区域管理者の氏名又は住所 ○卸売販売業営業所管理者の氏名又は住所	<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証、販売従事登録証（原本を持参） <input type="checkbox"/> 雇用証明書 ※管理者が登録販売者である場合は下記のものが必要 <input type="checkbox"/> 管理者の実務又は業務従事証明書 <input type="checkbox"/> 勤務簿の写しまたはこれに準ずるもの ※詳細は管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください
○配置販売業区域管理者以外の資格者の氏名 ○卸売販売業営業所管理者以外の資格者の氏名	<input type="checkbox"/> 薬剤師免許証、販売従事登録証（原本を持参） <input type="checkbox"/> 雇用証明書
○卸売販売業営業所の構造設備の主要部分	<input type="checkbox"/> 店舗の平面図（変更箇所がわかるようにしてください）
○業務を行う役員	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの） <input type="checkbox"/> 組織図又は業務分担表（業務を行う役員の範囲を赤枠等で明確にしてください）
○配置販売業における相談に応ずる連絡先 ○卸売販売業営業所における兼営事業	添付書類不要

留意事項

※ **営業所の所在地を変更した場合は、変更届ではなく、旧営業所の廃止届及び新営業所の新たな許可申請手続きになります。**

※ 【営業所の構造設備の主要部分の変更届出】の場合 受付、書類審査後に日程等を調整の上、構造設備の概要等について立入検査を行います。

※ 不明な点がありましたら、管轄する家畜保健衛生所にお問い合わせください。



